

監 査 報 告 書

学校法人 桐蔭学園
理 事 会 御 中

令和元年5月23日

学校法人 桐蔭学園

監 事 南 増 明



監 事 飯 塚 良 成



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人桐蔭学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人桐蔭学園の平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日)の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取するとともに、新日本有限責任監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

また、昨年度より従来行っていた監査に加えて、テーマを設定しての業務監査にも取り組むこととし、平成30年度においては、学園の危機管理体制を対象として監査を実施いたしました。

監査の結果、学園においては、危機管理について、基本方針を明確にし、これに基づき、未然防止、発生時及び発生後の3段階において、迅速、適切に対応するための教養訓練や研修がなされるとともに、個別事案への対応については、不審者侵入、爆破予告をはじめ、いじめ、交通事故、災害発生時等、様々な危機に対応するための体制を確立していることが確認できました。一方、現行のマニュアル、防災計画については、一部現状に合っていない点も見受けられることから、必要な見直しを図っていくよう指摘いたしました。